

令和 4 年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 4 年 1 2 月 2 日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 4 年 1 2 月 2 日 (金) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 4 年 1 2 月 2 日 (金) 1 1 時 2 3 分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明</p> <p>2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸</p> <p>4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦</p> <p>6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司</p> <p>8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義</p> <p>1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文</p> <p>1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美</p>
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 川 波 剛</p> <p>企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美</p> <p>税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 仲 村 浩 之</p> <p><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生</p> <p>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋</p> <p>都 市 計 画 課 長 古 川 秀 志 農 林 商 工 課 長 堀 内 明</p> <p>上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭</p> <p>こ だ も 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</p> <p>生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</p>
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 山 本 孝</p> <p>議会事務局議会係長 田 中 晴 美</p>

会 議 録

令和4年第4回定例会

[開会日]

令和4年12月2日（金）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>町民憲章の朗読をいたしますので、皆様ご起立ください。</p> <p>私のほうで本文を読み上げますので、皆様は黙読をお願いをしたいと思います。</p> <p>町民憲章</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>ご着席ください。</p>
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>ただいまから、令和4年第4回筑前町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番 持山英幸議員及び4番 石橋里美議員を指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日12月2日から9日までの8日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から12月9日までの8日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「諸般の報告」を行います。</p> <p>総務建設常任委員会の活動報告を求めます。</p> <p>総務建設常任委員会委員長</p>
総務建設常任委員長	<p>おはようございます。</p> <p>総務建設常任委員会の活動報告をいたします。</p> <p>最後の四半期活動報告及び今期の振り返りになります。</p> <p>まず、四半期の活動報告についてです。</p> <p>6月定例会で報告しておりました町有財産の管理について、その後、課題を数点抽出しまして、財政課、都市計画課、農林商工課など、担当課ごとのヒアリングを行いました。</p> <p>現在、提言書のまとめ作業を行っております。</p> <p>私どもの任期も迫っておりますので、今月中には何らかの形のあるものにして、執行部に最後の提言書を提出できればと思っております。</p> <p>次に、今期の振り返りについてです。</p> <p>今期委員会発足冒頭より様々な課題を抽出して、優先順位を決めながら活動を行</p>

	<p>ってまいりました。</p> <p>公民館敷地の問題や町営住宅に関すること、災害復旧の課題などもありました。</p> <p>また、国道等をくぐる水路については、調査すると改善が急がれる場所が何か所もあり、担当課と協議を重ねたところです。</p> <p>そのほか、ため池調査については、今期委員会が一番時間を使った活動でした。担当課から提出いただいた資料をもとに、課題がありそうなため池を抽出して実際に現場に足を運び、地域住民の方に聞き取り調査等を行いました。その後、調査結果を基に提言書を作成し、執行部との協議を行ったところです。</p> <p>この提言書については、早稲田大学マニフェスト研究所議会改革度調査の機能強化部門で、前回の509位から190位へと高評価された要因の一つであったということで、私たちの活動が間違っていなかったと喜んだところです。</p> <p>しかしながら、評価点を上げることが目標ではありません。</p> <p>今後とも、私たちの提言書が住民の安心安全を守る一助になればと願っております。</p> <p>最後になりますが、任期中において、所管課の皆さんにはお忙しい業務の中、時間をつくって対応していただいたことに対しまして、ここで改めて御礼を申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>総務建設常任委員会の所管は多岐にわたり、もっとたくさんの課題に対して取り組まなければなりませんでしたが、一部しか実行できなかったことを反省しております。</p> <p>これから先、また、新しい委員会が組織されて、積極的な活動に取り組まれることを願いまして、委員会報告とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>続きまして、文教厚生常任委員会の活動報告を求めます。</p> <p>文教厚生常任委員会委員長</p>
文教厚生常任委員長	<p>おはようございます。</p> <p>文教厚生常任委員会の6月から11月までの活動を報告いたします。</p> <p>委員会では、6月6日に三輪地区、6月13日に夜須地区のPTA役員との意見交換会を行いました。意見交換会ではPTAの役員の方々に、タブレットの問題、学校施設の老朽化問題、中学校のヘルメットの問題、ランドセルの重量問題、熱中症対策の問題、特別支援学級のフリースクールの問題、小学校のクラス増の問題、ひとり親家庭の支援など、多くの内容が出されました。この意見に対して、委員会として教育委員会に提起することや協議することを整理しました。</p> <p>また、6月16日には委員会所管課の施策説明会を開催し、各課から今年度の重要施策について説明を受け、意見交換をしました。</p> <p>さらに、7月の委員会では、委員会視察がコロナ禍でできない現状を踏まえ、オンラインで視察ができないかと協議し、練習を兼ね、オンラインでの委員会を開催しました。視察研修の実現には至りませんでしたが、今後、オンラインを活用した研修も実施していければと思っています。</p> <p>9月には委員会で少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関わる意見書の提出を求める請願が、福岡県教職員組合朝倉支部より請願。また、消費税制度の適格請求書等保存方式インボイス制度についてシルバー人材センターに及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営のための適切な措置を国に求める意見書の提出を求める請願が、公益社団法人筑前町シルバー人</p>

	<p>材センターより請願され、委員会で請願審査をしました。この2つの請願については、9月議会で採択をされました。</p> <p>10月には東小田小学校と中牟田小学校、11月には三並小学校に学校訪問に行きました。各学校の子どもたちの学ぶ姿を視察し、その後、教育委員会や学校との協議をしました。各学校で、子どもたちがタブレットを使い学習している場面を見て、今後も、子どもたちの学びの環境を整える事の重要性を認識しました。</p> <p>このように、委員会では「見て、聴いて、町に提言」をテーマに活動してきました。</p> <p>十分な活動ができたとは言えませんが、執行部に対して一定の提言はできましたし、今後も提言していくことが大事だと痛感しています。</p> <p>最後に、この2年間の委員会活動の総括を今月の委員会で行い、次の活動へとつなげていきたいと思っています。</p> <p>以上で、文教厚生常任委員会の報告といたします。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>続きまして、議会広報特別委員会の活動報告を求めます。</p> <p>議会広報特別委員会委員長</p>
議会広報特別委員長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>議会広報特別委員会の報告をいたします。</p> <p>議会広報特別委員会として、コロナ禍の中、3年ぶりに全国及び県の町村議会広報研修会に参加いたしました。研修会では、「これからの議会広報を考える」をテーマに住民の理解と共感を目指すための今後の広報の在り方について、作成するポイントなどを学びました。</p> <p>広報委員会は6人のメンバーで構成され、任期2年で再編されます。このため、次期広報委員会へ、これまでの委員会活動の教訓や反省を踏まえた広報紙づくりに取り組んでいけるよう、筑前町議会だより「うぐいす」編集の申し合せを作成し、引き継ぐこととしております。</p> <p>具体的には、発行の基本といたしまして、1.「伝える」から「伝わる」広報誌、2. 思わず手にとり読んでみたくなる表紙、紙面、3. 住民目線で読みやすい内容、4. 議会の動きを分かりやすくなどです。</p> <p>また、原稿提出については、原則、電子データで提出するようにしております。</p> <p>1人でも多くの方に議会を身近に感じていただけるように、手にとり読みたくなる広報紙「うぐいす」づくりを目指し、委員一同取り組んでまいります。</p> <p>以上で、議会広報特別委員会の報告を終わります。</p>
議 長	報告が終わりました。
日程第4	
議 長	<p>日程第4 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、令和4年第4回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。令和4年最後の定例会でございます。併せて、現議員構成での最後の定例会でもございます。</p> <p>筑前町もこの4年間様々な事案が起り、課題解決に向けて住民、議会、執行部、住民協働で努力をいたしました。</p> <p>申し上げるまでもなく、まちづくりの理念である地域活性化と健全財政は両立させなければなりません。この4年間の成果の特筆すべき事項について、少し振り返ってみたいと思います。</p>

まず、健全財政について、令和元年度と3年度について財政指標等で比較をした
と思います。

まずは人口問題であります。この3年間の期間内において、3万人を突破すべき
節目の年がございましたし、現在、3万270人と、3年余りで604人の増加で
あります。

次に、財政指標であります。地方債残高は1億2,300万円の減額で131億円
余となりました。2番目に、積立金は8,400万円増えて48億6,000万円余と
なりました。3番目に、地方交付税は3億5,300万円増えて40億8,600万円
余となりました。4番目に、町税は、6,000万円ほど増えて31億9,800万円
余となりました。5番目に、経常収支比率は5.1ポイント改善して84.4となり、
合わせて将来負担比率は27.5ポイント下がり51.6ポイントと、ともに大幅改
善と言えると思います。ただし、財政力指数は3年前と同数値の0.48であります。

今後、自主財源拡大のために企業誘致等が必要であると考えます。

このように、地方創生の主要な目的でもある人口増を実現し、そして、財政のよ
り健全化が促進された、この4年間であったと言えると思います。

もちろん今後も課題山積ではありますが、住民、議会、執行部の協働により財政
の面からも前進した筑前町の3年間であったと総括します。

それでは、本日提案します議案等16件の説明を申し上げます。

なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきまして
もよろしく願いいたします。

議案第38号、甘木・朝倉・三井環境施設組合規約の変更につきましては、令和
5年3月31日をもって久留米市が甘木・朝倉・三井環境施設組合から脱退するこ
とに伴い、規約を変更する必要が生じたため、地方自治法の規定により議会の議決
を求めるものです。

議案第39号、財産の無償譲渡につきましては、今後、設備更新が見込まれる筑
前町ブロードバンド設備を町の財政負担の軽減を図るとともに、効率的な管理運営
を実現することを目的に民間事業者は無償譲渡するため、地方自治法の規定により
議会の議決を求めるものです。

議案第40号、筑前町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定につつま
しては、地方公務員法の一部が改正されることに伴い、職員の再任用に関する規定
を筑前町職員の定年等に関する条例に定めることにより、当該条例が不要となるた
め廃止するにあたり、議会の議決を求めるものです。

議案第41号から議案第47号につきましては、地方公務員法の一部が改正され、
地方公務員の定年が延長されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ
たため、議会の議決を求めるものです。

議案第48号、筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正
する条例の制定につきましては、令和4年8月8日の人事院勧告を受け、特別職の
職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、当該条例にも適用しよ
うとするため、議会の議決を求めるものです。

議案第49号、筑前町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例の制定につきましても、令和4年8月8日の人事院勧告を受け、
特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、当該条例にも適
用しようとするため、議会の議決を求めるものです。

議案第50号、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定につきましては、令和4年8月8日の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職
の職員の給与に関する法律の一部が改正すること、及び、地方公務員法の一部が改

	<p>正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第51号、令和4年度筑前町一般会計補正予算（第9号）につきましては、補正額5,827万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ138億2,857万8,000円とするものです。増額補正する主なものは、新型コロナワクチン接種事業7,436万1,000円、各施設の光熱水費1,661万円などを追加するものです。</p> <p>議案第52号、令和4年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,938万5,000円とするものです。</p> <p>議案第53号、令和4年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,110万5,000円とするものです。</p> <p>以上が本日提案しました議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶と議案等の説明といたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5～ 日程第20	
議 長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第5から日程第20までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第5 議案第38号から日程第20 議案第53号までは、議案のみの説明を行いたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、順次議案の説明を求めます。</p> <p>環境防災課長</p>
環境防災課長	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、議案書3ページをお願いいたします。</p> <p>議案第38号「甘木・朝倉・三井環境施設組合同規約の変更について」。</p> <p>地方自治法第286条第1項の規定により、甘木・朝倉・三井環境施設組合の規約を別紙のとおり変更するので、同法第290条の規定により議会の議決を求めます。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>提案理由につきましては、事前の町長説明のとおりのため省略させていただきます。</p> <p>4ページから8ページが新旧対照表となっております。</p> <p>今回の主な改正につきましては、久留米市が令和5年3月31日をもって甘木・朝倉・三井環境施設組合から脱退することに伴い、甘木・朝倉・三井環境施設組合同規約を変更するものです。</p> <p>それでは、4ページの改正案をご覧ください。</p>

	<p>第2条、組合を組織する地方公共団体について、及び第3条、組合の共同処理する事務については、構成市町村から久留米市を除いたものです。また、現行規約の第3条、次の表、第3号、三輪ごみ共同処理場の設置及び管理運営に関する事務は、今後事務が発生しないため、今回併せて廃止しております。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>第5条、組合議会の組織等については定数を16名から14名とし、朝倉市が7名から6名へ、筑前町が3名から4名へ変更するものです。また、変更したことにより、筑前町の組合議員については2人を同町の議会の議長及び副議長をもって充て、その他の2名については同町議会の議員のうちから選挙することに改めるものです。</p> <p>第10条、副組合長については、現行では副組合長は関係市町村の長から互選することとなっておりますが、現状としては組合長以外の市町村長は副組合長としておりますので、実情に合わせて変更するものです。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>次に、別表第14条関係の関係市町村負担金の負担割合については、3号を除く1号、2号及び4号の平等割については久留米市を除くため、分母を9から8へと改め、朝倉市が9分の3を8分の3、東峰村及び筑前町が9分の2をそれぞれ4分の1へ、大刀洗町を9分の1から8分の1へと改めるものです。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>最後に附則として、この規約は令和5年4月1日から施行するものです。</p> <p>また、経過措置として、この規約の施行の際、現に在職する久留米市から選出された組合議員を除く組合議員は、その任期が終了するまでの間、この規約による変更後の甘木・朝倉・三井環境施設組合規約第5条の第1項の規定に関わらず、なお、従前の例により在職するものとするものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>財政課長</p>
<p>財政課長</p>	<p>議案書の9ページをお願いします。</p> <p>議案第39号「財産の無償譲渡について」。</p> <p>次のとおり財産を無償譲渡するため、議会の議決を求める。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長説明のとおりですので省略いたします。</p> <p>譲渡する財産については、筑前町地域情報通信基盤整備事業等により整備した筑前町ブロードバンド施設に係る設備一式。</p> <p>所在は、櫛木、三箇山、三並、畑嶋、長者町、曾根田、三牟田、砥上、吹田、赤坂、松延、石櫃、中牟田、朝日、二、篠隈、東小田、四三嶋、下高場、安野、以上の地域です。</p> <p>財産の概要は、譲渡日に保有する次の設備で、光成端架等、片端光コネクタ、光クロージャ、光ケーブル（幹線、引込線、吊り線等）、自営柱等、発電機、無停電電源装置です。</p> <p>譲渡の相手方は、福岡県小郡市福童196番地1、株式会社メック、代表取締役社長 臼井恵。</p> <p>譲渡の理由としましては、今後、設備更新等が見込まれる筑前町ブロードバンド設備を、整備当初から維持管理を委託している民間のCATV事業者は無償譲渡することにより、町の財政負担の軽減を図るとともに、効率的な管理運営を実現するためです。</p>

	<p>譲渡の時期につきましては、令和7年4月1日です。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>それでは、議案書の10ページをお願いしたいと思います。 議案第40号「筑前町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について」。 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。 議案書の11ページをお開きください。 筑前町職員の再任用に関する条例を廃止する条例。この条例につきましては、今回の定年引き上げに伴い、筑前町職員の定年等に関する条例の一部改正と併せ、再任用に関する規程を定めたことにより、現行条例を廃止するものでございます。 附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。 続きまして、議案書の12ページをお願いいたします。 議案第41号「筑前町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由についても、町長が説明したとおりでございます。 議案書の13ページをお開きください。 筑前町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。現行と改正案の対照表となっているところでございます。 国家公務員の定年引き上げに伴いまして、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員についても国家公務員と同様に地方公務員法の一部を改正する法律の公布を受けまして、筑前町職員の定年等に関する条例を含め、関連します条例8件について一部改正を行うものでございます。 今回の定年引き上げによる地方公務員法の改正内容につきましては、大きく分けまして5つの柱となっております。 1つ目は、定年年齢を65歳と位置づけていることでございます。 2つ目は、役職定年制の導入に伴い、役職定年年齢は60歳を基本とし、職員の年齢別構成等の特別の事情がある場合には例外措置を講じることができるとなっております。 3つ目は、定年前再任用短時間勤務制の導入であり、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる制度導入でございます。 4つ目は、情報提供意思確認制度の新設といたしまして、任命権者は職員が60歳に達する日の前年度に60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとなされており、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものでございます。 最後5つ目は、給与に関する措置といたしまして、国家公務員の給与及び退職手当についての措置が講じられることを踏まえ、地方公務員についても均衡の原則に基づき、当分の間60歳を超える職員の給料月額が60歳前の7割水準の設定、60歳に達した日以後に定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、定年を</p>

理由とする退職と同様に退職手当を算定することとなったところでございます。
それでは、改正内容に移らせていただきます。
第1条では地方公務員法の改正に伴い、適用されます条文の変更及び追加によるものでございます。
第2章として定年制度を設け、第3条に定年年齢60年を65年とするものです。
第4条では定年による退職の特例を追加し、職務遂行上の特別な事情等がある場合の特例任用、具体的には特別なプロジェクトの継続の必要性がある場合、または職員の職務の特殊性により、そのポストの欠員補充が困難な場合等について、でございます。
議案書の15ページをお開きください。
第3章として管理監督職勤務上限年齢制を設け、第6条に管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職について、第7条につきましては管理監督職勤務上限年齢を60年とするものでございます。
議案書の16ページをお願いします。
第8条には他の職への降任等を行うにあたって遵守すべき基準、地方公務員法第13条平等取り扱いの原則、15条任用の根本基準、第23条の3人事評価に基づく措置、第27条分限及び懲戒の基準、第56条不利益取り扱いの禁止についてです。
第9条では管理監督職勤務上限年齢による降任等、及び管理監督職への任用の制限の特例として、議案書の17ページをお開きください、職務遂行上の特別な事情等がある場合の任用の特例、先ほども申し上げましたが特別なプロジェクトの継続の必要性がある場合、または、職員の勤務の特殊性によりそのポストの欠員補充が困難な場合等について規定しております。
議案書の19ページをお開きください。
第10条には情報提供意思確認制度の新設に伴い、異動期間の延長等に係る職員の同意を、また、11条では異動期間の延長事由が消滅した場合の措置について。
次に、第4章として、現在の再任用制度が定年前再任用短時間勤務制度に変更されることに伴い、定年前再任用短時間勤務制を設け、第12条に定年前再任用短時間勤務職員の任用、具体的には60歳以降はフルタイム、または退職して短時間勤務の選択をするということ。
議案書の20ページをお願いいたします。
最後に第5章として雑則を設け、委任及び附則3に定年に関する経過措置、附則4に情報提供及び勤務の意思の確認について。
先ほどからご説明申し上げていますが、議案書13ページの第4条以降の内容については、それぞれ新たに規定を追加したものでございます。
議案書の21ページをお開きください。
附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。
ただし、附則第9条の規定は公布の日から施行するものとしております。
また、第2条に勤務延長に関する経過措置、定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることによる基準日を。
第3条、第4条に、定年退職者等の再任用に関する経過措置として、従前の再任用制度に準じた措置を講じるための暫定再任用制度について。
議案書の23ページをお開き願います。
第5条に令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢。
第6条に令和3年改正法附則第8条第4項の規定により、読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4、第4項の条例で定める職及び年齢。

第7条に令和3年改正附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員について。

議案書の24ページをお願いいたします。

第8条に定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置。

第9条に令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢を60年と定めているところがございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

議案第42号「筑前町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

提案理由は町長が説明したとおりでございます。

議案書の26ページをお願いいたします。

筑前町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例。ここには、現行と改正案の対照表となっているところがございます。

先ほども申し上げましたが、定年引き上げに伴い一部改正を行うものでございます。

改正内容は、地方公務員法の改正における管理監督職勤務上限年齢による降任等が明記されたことによりまして、第6条の2として降給の種類を、第7条では職員の意に反する降給の場合における適用条文をそれぞれ追加するものでございます。

附則として、管理監督職勤務上限年齢による降任等による降給の経過措置について定めており、議案書27ページをお開きください。

附則4では、第9条に規定する降任、免職及び降給の手続きの適用を受けないこと。また、附則5においては地方公営企業法の適用を受ける水道事業の職員についても、この条例の規定を準用するものとなっておりますところがございます。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案書の28ページをお願いいたします。

議案第43号「筑前町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

提案理由につきましても、町長が説明したとおりでございます。

議案書の29ページをお開きください。

筑前町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございます。現行と改正案の対照表となっております。

こちらにつきましても、定年引き上げに伴い一部改正を行うものであり、改正内容といたしましては、第3条に減給の効果を規定しており、減給期間内において降給が発生した場合の措置について追加したものでございます。

具体的には、管理監督職勤務上限年齢による降任等で降給した場合、該当する期間内において、管理職級から非管理職級になった時点において減給額に応じ減ずる内容となったものでございます。

附則として、この条例は令和5年4月1日から実施するものです。

続きまして、議案書の30ページをお願いいたします。

議案第44号「筑前町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

標記の条例を別紙のとおり提出する。

	<p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、先ほど町長が説明したとおりです。</p> <p>議案書の31ページをお開きください。</p> <p>筑前町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例となっております。現行と改正案の対照表となっております、こちらも定年引き上げに伴い一部改正を行うものでございます。</p> <p>第2条第3項では、地方公務員法の改正に伴い、適用される条文の変更によるものでございます。なお、同条1項では、職員の名称が従前の再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員と変更されることにより、改正するものでございます。</p> <p>議案書の33ページをお開きください。</p> <p>附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。また、第2条においては、暫定再任用職員についての経過措置を定めておるところでございます。</p> <p>続きまして、議案書の34ページをお願いいたします。</p> <p>議案第45号「筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長が説明したとおりでございます。</p> <p>議案書の35ページをお開きください。</p> <p>筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。現行と改正案の対照表となっております。</p> <p>こちらにつきましても、定年引き上げにより一部改正を行うものでございます。</p> <p>第2条第1項第2号に、筑前町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例として、職務遂行上の特別な事情等がある場合の任用の特例について規定しております。</p> <p>また、第9条第1項に新たな号数を設け、第2号に先ほども述べました職務遂行上の特別な事情がある場合の任用の特例について、それぞれ追加し、定めるものでございます。</p> <p>第17条では、議案書の36ページをお願いいたします。</p> <p>地方公務員法の改正に伴い適用される条文の変更によるものと、適用職員の名称が従前の再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員と変更されることに伴い、改正するものでございます。</p> <p>附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。</p> <p>また、附則の2に読替規定を定めさせていただいております。</p> <p>続きまして、議案書の37ページをお開きください。</p> <p>議案第46号「筑前町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付けで、町長名です。</p> <p>提案理由につきましても、町長が説明をされましたとおりでございます。</p> <p>議案書の38ページをお願いいたします。</p> <p>筑前町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。現行と改正案の対照表となっております。</p> <p>こちらも定年引き上げによる一部改正を行うものでございます。</p>
--	---

第2条第2項第1号では、地方公務員法の改正により適用される条文の変更によるものでございます。

また、第4号では筑前町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢による降任等、及び、管理監督職への任用の制限の特例として、職務遂行上の特別な事情等がある場合の任用の特例について追加し、定めるものでございます。

附則といたしましては、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

また、附則2に暫定再任用職員について規定をいたしております。

議案書の39ページをお開きください。

附則3に、勤務延長に関する経過措置を定めているところでございます。

続きまして、議案書の40ページをお開きください。

議案第47号「筑前町技能労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

提案理由についても、町長が先ほど説明したとおりでございます。

議案書の41ページをお開きください。

筑前町技能労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。こちらにつきましても、現行と改正案の対照表となっております。

こちららも定年引き上げに伴い、改正を行うものでございます。

第5条では地方公務員法の改正に伴い、適用される条文の変更及び適用職員の名称が従前の再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員と変更されることに伴い、改正するものでございます。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

また、附則2に暫定再任用職員の経過措置を定めております。

続きまして、議案書の42ページをお願いいたします。

議案第48号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名です。

提案理由は、町長が説明したとおりでございます。

議案書の43ページをお開きください。

筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例。こちらにつきましても、現行と改正案の対照表となっております。

令和4年8月8日に人事院は民間の給与実態を反映し、3年ぶりに俸給及びボーナスを引き上げる内容で勧告を行いました。政府は国の財政状況、経済、社会情勢など、国全般との関連を考慮しつつ検討を行った結果、10月7日の閣議において一般職国家公務員の給与改定について、人事院勧告どおり実施する内容として、本年度の公務員の給与改定方針を閣議決定いたしましたところでございます。このことを受けまして、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、第1条といたしまして第6条に規定しております支給割合に0.05月分を追加するため、100分の162.5から100分の167.5に改正するものでございます。

第2条については、施行期日を令和5年4月1日とするため、0.05月分を6月と12月の支給期日で二分することとなり、100分の167.5から100分の165に改正するものでございます。

附則といたしまして、議案書の44ページをお願いいたします。

この条例は、公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものです。

また、附則2に改正後の条例適用期日、附則3に期末手当の内払い規定を定めておるところでございます。

続きまして、45ページをお開きください。

議案第49号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

提案理由につきましては、町長が先ほど説明したとおりでございます。

議案書の46ページをお願いいたします。

筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例。現行と改正案の対照表となっております。

改正理由につきましては、先ほど述べました筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する内容と同様でございます。第1条として第4条に規定している支給割合を0.05月分追加するため、100分の162.5から100分の167.5に改正するものです。

第2条については、施行期日を令和5年4月1日とするため、0.05月分の追加分を6月と12月の支給期日で二分することとなり、100分の167.5から100分の165に改正するものでございます。

附則1から3につきましても、前条例と同様な取り扱いとなっております。

続きまして、47ページをお開きください。

議案第50号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

提案理由につきましても、先ほど町長が説明したとおりでございます。

議案書の48ページをお願いします。

筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。現行と改正案の対照表となっております。

第1条の改正理由は、前条例の内容と同様でございます。人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

条例の第26条第2項第1項に規定しております支給割合に0.1月分を追加するため、100分の95から100分の105に、管理職員にあつては100分の115から100分の125に改定するものです。

また、再任用職員においては、第2号で規定している支給割合に0.05月分を追加するため、100分の45を100分の50に、管理職員についても同様に100分の55を100分の60に改正するものでございます。

また、48ページ下段から別表第1につきましては、若年層を対象とした俸給の引き上げが勧告なされており、55ページにわたって対象となります給与表の改定を行うものでございます。

議案書の55ページをお開きください。

第2条の改正理由といたしましては、定年引き上げに伴い、一部改正を行うものであります。

第7条では、地方公務員法の改正に伴い適用される条文の変更によるものです。

	<p>なお、同条以降では、適用職員の名称が従前の再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員と変更されることに伴い、改正するものでございます。</p> <p>議案書の60ページをお開きください。</p> <p>第26条第2項第1号では、改正第1号において人事院勧告に伴う給与改定に伴い、規定している支給割合に0.1月分を追加する改正を行いますが、改正第2条については施行期日を令和5年4月1日とするため、0.1月分の追加分を6月と12月の支給期日で二分することとなり、100分の105から100分の100に、管理職員にあっては100分の125から100分の120に改正するものです。</p> <p>議案書の61ページをお開きください。</p> <p>また、第2号で規定しております定年前再任用短時間勤務職においても同様の理由により、支給割合を0.05月追加分を二分することとなり、100分の50を100分の47.5に、管理職についても同様に100分の60を100分の57.5に改正するものです。</p> <p>附則、第13項から議案書の63ページをお開きください。</p> <p>附則、第19項まで、60歳を超える職員の給与に関する措置を講じるため、必要な事項を規定したものでございます。</p> <p>別表第1においては、適用職員の名称が従前の再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間職員と変更されることや基準給与月額を明記することにより、改正するものでございます。</p> <p>議案書の64ページをお願いします。</p> <p>附則として、この条例は公布の日から施行するもの。</p> <p>ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものです。</p> <p>また、附則の2に改正後の条例適用期日を、附則3に期末手当の内払い規定を、附則4に規則の委任について定めているところでございます。</p> <p>以上が議案第40号から議案第50号に向けての説明となります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>財政課長</p>
<p>財政課長</p>	<p>議案書の65ページをお願いします。</p> <p>議案第51号「令和4年度筑前町一般会計補正予算（第9号）について」。</p> <p>令和4年度筑前町一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の令和4年度一般会計補正予算（第9号）をお願いします。1ページです。</p> <p>令和4年度筑前町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,827万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億2,857万8,000円とするものです。</p> <p>第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。</p> <p>5ページをお願いします。</p> <p>第2表債務負担行為補正につきましては、筑前町ブロードバンド設備譲渡負担金、公設ブロードバンド設備の譲渡に伴い、諸経費を負担金として支払うもの。期間は令和5年度から令和6年度まで。限度額5,991万1,000円。</p> <p>高齢者等配食サービス事業、期間は令和5年度から令和9年度まで。限度額は7,837万5,000円。</p> <p>3D都市モデル作成業務委託事業、国庫補助を活用して3D都市モデルを整備するもの。期間は令和5年度。限度額3,400万円、ゼロ債務負担行為として計上しています。</p>

	<p>三並小、中牟田小、東小田小、三輪小、三輪中学校の給食業務委託事業。期間は、いずれも令和5年度から9年度まで。限度額は三並小学校3,355万円、中牟田小学校8,338万円、東小田小学校8,844万円、三輪小学校9,988万円、三輪中学校7,832万円です。</p> <p>それでは、事項別明細書により歳出のほうから説明いたします。</p> <p>10ページをお願いします。</p> <p>本年度の人事異動、年度途中の退職、退職手当組合負担金の率改定等に伴う職員、会計年度職員人件費に関わる補正、及び、燃料費高騰に伴う各施設の光熱水費の増額補正につきましては、それぞれの説明は省略させていただきます。</p> <p>また、過年度補助金等返還金につきましても説明を省略させていただきます。</p> <p>2款1項13目多目的運動広場整備等基金費、補正額132万6,000円は、国有提供施設等、所在市町村助成交付金の確定により積立額を増額するものです。</p> <p>11ページです。</p> <p>2款3項1目戸籍住民基本台帳費、1節報酬180万円は、マイナンバーカード申請業務に従事する会計年度任用職員報酬を増額するものです。</p> <p>2款4項5目県知事及び県議会議員選挙費438万7,000円の増は、令和5年4月執行予定の福岡県議会議員選挙執行経費の令和4年度分です。</p> <p>12ページをお願いします。</p> <p>3款1項1目社会福祉総務費、27節繰出金5万6,000円は、国保特別会計法定外繰出金を増額するものです。</p> <p>9目めくばり館費36万9,000円は、敬老館の風呂廃止に伴い、めくばり館の風呂回数が増えたことにより、10節燃料費22万円、12節めくばり館管理受付業務委託料14万9,000円を増額するものです。</p> <p>13ページです。</p> <p>3款2項2目児童措置費462万5,000円は、転入、出生等により児童手当費を増額するものです。</p> <p>3款2項4目子ども医療対策費204万7,000円は、19節扶助費子ども医療費188万1,000円の増に伴い、11節役務費審査支払手数料16万6,000円を増額したものです。</p> <p>14ページをお願いします。</p> <p>4款1項2目母子衛生費202万2,000円は、未熟児養育医療給付費を増額するものです。</p> <p>3目予防費7,436万1,000円は、新型コロナワクチン接種事業において、実施期間の延長、接種回数の増、接種対象者の拡大により経費を増額するものです。</p> <p>15ページです。</p> <p>5款1項3目農業振興費153万円は、捕獲想定数の増に伴い、有害鳥獣捕獲報償費を増額するものです。</p> <p>6款1項3目観光振興費72万6,000円は、登山道案内板設置業務委託料を増額するものです。</p> <p>7款1項1目土木総務費1節報酬82万5,000円及び8節旅費1万8,000円の増額は、一般職員産休代替に伴う会計年度任用職員人件費です。</p> <p>16ページをお願いします。</p> <p>7款3項1目河川総務費1万1,000円は、福岡県河川協会会費の増額によるものです。</p> <p>17ページです。</p> <p>9款4項1目東小田小学校費14節工事請負費170万3,000円の増額は、</p>
--	---

	<p>新年度に特別支援学級が増になる予定であるため、既存の教室に間仕切り及びホワイトボードを設置し対応するものです。</p> <p>6項1目夜須中学校費14節工事請負費110万円の増額は、老朽化した音楽室の床改修工事によるものです。</p> <p>18ページをお願いします。</p> <p>11款1項公債費1,210万5,000円の減額は、繰上償還及び利率変更に伴う償還金元金及び利子の減です。</p> <p>続きまして、歳入の説明をいたします。</p> <p>8ページをお願いします。</p> <p>10款国有提供施設等所在市町村助成交付金170万5,000円の増は、本年度交付額確定によるものです。</p> <p>16款1項3目1節児童手当負担金396万7,000円は、児童手当支給事務に対する国庫負担金です。</p> <p>5節心身障害者保護費負担金343万4,000円は、障害者自立支援給付費事業に対する国庫負担金です。</p> <p>4目1節保健衛生費負担金2,278万4,000円の増額は、未熟児養育医療事業92万5,000円、新型コロナワクチン接種事業2,185万9,000円で、いずれも国庫負担金です。</p> <p>16款2項2目1節総務費補助金180万円は、個人番号カード交付事務費国庫補助金です。</p> <p>4目1節保健衛生費補助金5,250万2,000円は、新型コロナワクチン接種事業に対する国庫補助金です。</p> <p>17款1項3目1節児童手当負担金32万8,000円は、児童手当支給事務に対する県負担金です。</p> <p>5節心身障害者保護費負担金233万5,000円は、障害者自立支援給付費事業に対する県負担金です。</p> <p>4目1節保健衛生費負担金46万2,000円は、未熟児養育医療事業に対する県負担金です。</p> <p>9ページです。</p> <p>17款2項3目2節児童福祉費補助金64万6,000円は、子ども医療費支給事業に対する県補助金です。</p> <p>17款3項2目3節選挙費委託金438万7,000円の増額は、福岡県知事、県議会議員選挙執行事務に対する県委託金です。</p> <p>20款2項1目1節財政調整基金繰入金4,055万6,000円の減額は、一般財源調整によるもの。</p> <p>5節退職手当準備基金繰入金188万7,000円の増額は、退職勧奨による退職手当組合特別負担金について、過去3か年平均より超過する分を充当するもの。</p> <p>10節ふるさと応援基金繰入金153万円の増額は、有害鳥獣捕獲報償費、増額分に充当するもの。</p> <p>16節観光振興基金繰入金84万5,000円は、登山道案内板設置業務委託料及び当初予算で計上した観光案内板内容更新修復業務に充当するものです。</p> <p>22款4項5目民生費受託収入4万6,000円は、生活のしづらさなどに関する調査受託収入です。</p> <p>22款5項雑入17万円は、未熟児養育医療事業に対する徴収金です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
--	---

議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書の66ページをお開きください。</p> <p>議案52号「令和4年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」。</p> <p>令和4年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の国保特別会計補正予算（第2号）をお願いいたします。1ページです。</p> <p>令和4年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,938万5,000円とする。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>事項別明細書で説明いたします。7ページをお開きください。</p> <p>まず、歳出からご説明いたします。</p> <p>2款保険給付費3目一般被保険者療養費150万円の増額補正は、当初予算編成時には数年減少傾向にあったため前年度より減額して計上していましたが、本年度は見込みより医療用補装具等の現物給付の件数が増加しており、このままの状況が続くと年間予算に不足が生じることが推測されましたので、補正を行うものでございます。</p> <p>6款保健事業費2目疾病予防費5万6,000円の増額補正は、同様の理由から、はり、きゅう、マッサージ施術費補助が増加しており、このままの状況が続くと年間予算に不足が生じることが推測されましたので、補正を行うものであります。</p> <p>次に、歳入を説明いたします。6ページをお願いいたします。</p> <p>歳入につきましては、先ほど説明しました、療養費に係る財源の交付金及び施術費補助に係る一般会計繰入金となっております。</p> <p>以上で、今議会において補正予算をお願いする国保特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。</p> <p>続きまして、議案書の67ページをお願いいたします。</p> <p>議案第53号「令和4年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」。</p> <p>令和4年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をお願いいたします。1ページです。</p> <p>令和4年度筑前町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,110万5,000円とするものです。</p> <p>事項別明細書の歳入6ページ、歳出7ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正予算は、歳入の後期高齢者医療保険料566万1,000円を増額補正し、これに合わせて歳出2款1項1目の保険料負担金を増額補正するものです。</p> <p>以上で、今議会において補正予算をお願いします後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。</p>

	よろしくお願ひいたします。
議 長	議案の説明が終わりました。
散 会	
議 長	<p>以上で本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>本日はこれにて散会します。</p> <p>お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(1 1 : 2 3)</p>